

議案第7号

交野市水道事業経営審議会条例の制定について

交野市水道事業経営審議会条例を次のように制定する。

条例案……別記

令和2年2月25日提出

交野市長 黒田 実

提案理由 本市水道事業経営の適正化を図るため、水道事業経営等の調査及び審議を行うにあたり、附属機関を設置したいため。

交野市水道事業経営審議会条例案

交野市水道事業経営審議会条例

(設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、交野市水道事業経営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、本市水道事業経営の適正化を図るため、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査及び審議する。

- (1) 水道事業経営に関すること。
- (2) その他水道事業に関し、市長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 審議会は、委員8人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 各種団体の代表者
- (3) 水道使用者
- (4) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、市長が委嘱した日から、第2条に規定する諮問に係る調査及び審議が終了した日までとする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に、会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集する。ただし、委員委嘱後の最初の会議は、市長が招集する。

2 審議会の会議は、委員の定数の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、水道局総務課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。